

【表紙】

【提出書類】 変更保有報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項第1号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 中島 徹

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

【報告義務発生日】 令和元年9月30日

【提出日】 令和元年10月3日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 6

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社荏原製作所
証券コード	6361
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（第1部）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ピクトリア・ストリート160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和53年6月6日
代表者氏名	アンドリュー・ダウズ (Andrew Downs)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資運用業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-6889-7000

## (2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用
------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)			3,070,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,070,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,070,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年9月30日現在)	V	102,021,253
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.45

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

## 2 【提出者(大量保有者) / 2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	BNYメロン・インベストメント・アドバイザー・インク (BNY Mellon Investment Adviser, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク市、グリニッジ・スト リート240 (240 Greenwich Street, New York City, New York 10286, USA)

旧氏名又は名称	ドレイファス・コーポレーション (The Dreyfus Corporation)
旧住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10166、ニューヨーク、パーク・アヴェ ニュー200 (200 Park Avenue, New York, NY 10166, USA)

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和22年1月2日
代表者氏名	ジェームズ・ビテット (James Bitetto)
代表者役職	セクレタリー (Secretary)
事業内容	投資顧問業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-6889-7000

## (2) 【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			415,900
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計(株・口)	0	P	Q	415,900
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T			415,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年9月30日現在)	V			102,021,253
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)				0.41
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)				0.80

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

## 3 【提出者(大量保有者) / 3】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	BNYメロン・セキュリティーズ・コーポレーション (BNY Mellon Securities Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク市、グリニッジ・スト リート240 (240 Greenwich Street, New York City, New York 10286, USA)
旧氏名又は名称	MBSCセキュリティーズ・コーポレーション (MBSC Securities Corporation)
旧住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州 10166、ニューヨーク市、パーク・アヴェ ニュー 200 (200 Park Avenue, New York City, New York USA 10166)

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和43年1月15日
-------	------------

代表者氏名	ケネス・J・ブラドル (Kenneth J. Bradle)
代表者役職	社長 (President)
事業内容	登録投資運用業及び登録ブローカーディーラー

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-6889-7000

## (2) 【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			252,699
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 252,699
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		252,699
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和元年9月30日現在)	V	102,021,253
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)		0.25

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	0.37
----------------------------	------

（注）米国預託証券505,398ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1 ADR = 0.5普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

4【提出者（大量保有者） / 4】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon (The Bank of New York Mellon)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク、グリーンウィッチ・ ストリート240 (240 Greenwich Street, New York City, New York 10286, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク、リバティー・スト リート225 (225 Liberty Street, New York, New York 10286, USA)

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1871年7月7日
代表者氏名	カーティス・R・クリムスキー（Kurtis R. Kurimsky）
代表者役職	マネージング・ディレクター兼コントローラー（Managing Director and Controller）
事業内容	信託銀行業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-6889-7000

（２）【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			151,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 151,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		151,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年9月30日現在)	V	102,021,253
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.15
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.36

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

## 5 【提出者(大量保有者)/5】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	BNYメロン・エヌ・エー (BNY Mellon, N.A.)



住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ペンシルバニア州15258、ピッツバーグ、グラント・ストリート 500、ワン・メロン・センター (One Mellon Center, 500 Grant Street, Pittsburgh, Pennsylvania 15258, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	明治35年6月13日
代表者氏名	ドナルド・エベレ (Donald Heberle)
代表者役職	最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
事業内容	信託銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-6889-7000

## (2) 【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			146,622
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N

合計(株・口)	0	P	Q	146,622
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T			146,622
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年9月30日現在)	V			102,021,253
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)				0.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)				0.20

(注)米国預託証券293,244ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1ADR=0.5普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし
--------

## 6【提出者(大量保有者)/6】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	メロン・インベストメンツ・コーポレーション (Mellon Investments Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02108、ボストン、ワン・ボストン・ プレイス、BNYメロン・センター (BNY Mellon Center, 1 Boston Place, Boston, MA 02108, U.S.A.)
旧氏名又は名称	BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーシ ョン (BNY Mellon Asset Management North America Corporation)
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和58年8月9日
代表者氏名	ジェニファー・キャセディ (Jennifer Cassedy)
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー (Chief Compliance Officer)
事業内容	投資顧問業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-6889-7000

## (2) 【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用
------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			187,331
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 187,331
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		187,331
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和元年9月30日現在)	V	102,021,253
---------------------------------	---	-------------

上記提出者の株券等保有割合(%) ( $T / (U+V) \times 100$ )	0.18
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.15

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

## 第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1 【提出者及び共同保有者】

- (1) ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(Newton Investment Management Limited)
- (2) BNYメロン・インベストメント・アドバイザー・インク  
(BNY Mellon Investment Adviser, Inc.)
- (3) BNYメロン・セキュリティーズ・コーポレーション  
(BNY Mellon Securities Corporation)
- (4) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン  
(The Bank of New York Mellon)
- (5) BNYメロン・エヌ・エー  
(BNY Mellon, N.A.)
- (6) メロン・インベストメンツ・コーポレーション  
(Mellon Investments Corporation)

## 2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,824,831
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			399,321
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 4,224,152

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	4,224,152
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	

(注) 米国預託証券798,642ADRを保有しており、上記株券預託証券欄には1ADR=0.5普通株式のADR対原株比率にて換算した数を記載している。

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年9月30日現在)	V	102,021,253
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.34

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
ニュートン・インベストメント・マネジ メント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)	3,070,000	3.01
BNYメロン・インベストメント・アドバ イザー・インク (BNY Mellon Investment Adviser, Inc.)	415,900	0.41
BNYメロン・セキュリティーズ・コーポ レーション (BNY Mellon Securities Corporation)	252,699	0.25
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	151,600	0.15
BNYメロン・エヌ・エー (BNY Mellon, N.A.)	146,622	0.14
メロン・インベストメンツ・コーポレ ーション (Mellon Investments Corporation)	187,331	0.18
合計	4,224,152	4.14